

ワーキンググループの運用に係る確認事項

平成 25 年 3 月 18 日科学委員会確認

平成 26 年 4 月 24 日 改正

平成 28 年 5 月 27 日 改正

1. はじめに

科学委員会では、科学委員会専門部会規程（平成 24 年 7 月 26 日 24 規程第 27 号）第 10 条の規定に基づき、専門部会の円滑な運用のためにワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催することができる。当該規定に基づくWGの運用に係る事項として、以下の内容を確認する。

2. 確認事項

- ① WGの人選は、部会長及び副部会長が、科学委員会事務局と協議の上、決定する。
- ② WGで議論した内容は、必ず報告書として当該WGを設置した専門部会に報告するものとする。
- ③ 議論の透明性を確保するため、検討結果に加え、以下の事項を必須報告事項とする。なお、議事録は作成しない。
 - WGの開催日時及び場所
 - 出席者及び出席者総数
 - 検討事項
 - 検討経過
 - 検討結果に対する反対意見（ある場合）

以上